

○国土交通省告示第二百九十六号

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）第二十二条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二条第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示を次のように定める。

令和元年七月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

第一条

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二条第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十二条第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて告示で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 廃油（スラッジを含む。）
 - 二 ビルジ又は機器に備えつけられた後処理システムから発生する廃水
 - 三 貨物タンクの油性液状残留物
 - 四 水バラスト
 - 五 処理前の汚水
 - 六 処理後の汚水
 - 七 非油性液状貨物の残留物
 - 八 乾貨物の残留物
 - 九 医療廃棄物又は感染性廃棄物
 - 十 焼却炉の灰
 - 十一 プラスチック、食物くず、船上一般廃棄物、料理油、動物の死体又は漁具であつて船舶の通常の航行中に生じ、継続的又は定期的な処分が必要となるもの
 - 十二 燃料タンクの固形残留物
 - 十三 貨物タンクの油性固形残留物
 - 十四 油の浸みた又は化学物質により汚染された布ぎれ
 - 十五 タンクの乾残留物
 - 十六 貨物の固形残留物（第八号に掲げるものを除く。）
- 第二条 規則第二十二条第一項第三号の船用品であつて告示で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 灯油
 - 二 軽油

- 三 潤滑油
- 四 作動油
- 五 焼付防止剤
- 六 燃料添加剤
- 七 原動機冷却水添加剤
- 八 不凍液
- 九 ボイラ水処理剤又は試薬
- 十 純水装置再生用薬品
- 十一 蒸発器用薬品又は水垢除去剤
- 十二 塗料安定剤又は錆安定剤
- 十三 溶剤又はシンナー
- 十四 塗料
- 十五 冷媒
- 十六 電池の電解液
- 十七 アルコール（工業用アルコールを含む。）
- 十八 アセチレン
- 十九 プロパン
- 二十 ブタン
- 二十一 酸素
- 二十二 二酸化炭素
- 二十三 パーフルオロカーボン
- 二十四 メタン
- 二十五 ハイドロフルオロカーボン
- 二十六 一酸化二窒素
- 二十七 六フッ化硫黄
- 二十八 燃料油
- 二十九 グリース

- 三十 燃料ガス
 - 三十一 電池（鉛蓄電池を含む。）
 - 三十二 駆除剤又は殺虫剤
 - 三十三 消火器
 - 三十四 化学クリナー（電気機器クリナー及びカーボン除去剤を含む。）
 - 三十五 洗剤又は漂白剤
 - 三十六 医薬品
 - 三十七 防火服又は保護装具
 - 三十八 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第一号）の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）を含む予備品
 - 三十九 電気及び電子機器
 - 四十 照明器具（前号に掲げるものを除く。）
 - 四十一 家具、インテリア用品又はこれらに類するもの
- 附則
- この告示は、二十九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。